

### 議案第3号

#### 江南丹羽環境管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、江南丹羽環境管理組合規約（昭和42年2月27日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成29年1月23日提出

大口町長 鈴木雅博

#### （提案理由）

この案を提出するのは、尾張北部環境組合の設置により、江南丹羽環境管理組合の共同処理する事務を変更することに伴い、この規約の一部を変更するため必要があるからである。



## 江南丹羽環境管理組合規約の一部を変更する規約

江南丹羽環境管理組合規約（昭和42年2月27日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第3条中「ごみ処理施設の設置及び」を「江南丹羽環境管理組合環境美化センターに係るごみ処理施設の」に改める。

附則第3項から第6項までを削り、附則第7項を附則第3項とし、附則第8項を附則第4項とする。

### 附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

江南丹羽環境管理組合規約の一部変更新旧対照表

新	旧		
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、<u>江南丹羽環境管理組合環境美化センターに係るごみ処理施設の管理に関する事務を共同処理する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、<u>ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務を共同処理する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>ごみ処理施設の建設に要する経費及びその施設のための土地取得に要する経費の組合市町の負担割合は、第12条第2項の規定にかかわらず次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>均等割 100分の10</u></p> <p>(2) <u>人口割（昭和54年12月末日現在住民基本台帳） 100分の45</u></p> <p>(3) <u>投入実績割（昭和54年1月から同年12月まで） 100分の45</u></p> <p>4 <u>最終処分場の建設に要する経費の組合市町の負担割合は、第12条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>均等割 100分の10</u></p> <p>(2) <u>人口割（平成元年12月末日現在住民基本台帳） 100分の45</u></p> <p>(3) <u>投入実績割（平成元年1月から同年12月まで） 100分の45</u></p> <p>5 <u>排ガス高度処理施設整備事業に要する経費の負担割合は、第12条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>江南市 63.243パーセント</u></p> <p>(2) <u>丹羽郡扶桑町 23.257パーセント</u></p> <p>(3) <u>丹羽郡大口町 13.500パーセント</u></p> <p>6 <u>前項の規定にかかわらず、平成13年度の排ガス高度処理施設整備事業に要する経費の負担は、次のとおりとする。</u></p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="817 1915 1200 2009">平成13年度の負担金</td> <td data-bbox="1200 1915 1450 2009">平成14年度以降の負担割合</td> </tr> </table>	平成13年度の負担金	平成14年度以降の負担割合
平成13年度の負担金	平成14年度以降の負担割合		

新	旧			
	江南市	22,913,000円	72.654%	
	丹羽郡扶桑町	11,092,000円	18.699%	
	丹羽郡大口町	6,150,000円	8.647%	
	3 略	7 略		
	4 略	8 略		